

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	第1回寒川町地域自立支援協議会
開催日時	平成26年7月10日（木）13:00～15:00
開催場所	寒川町民センター展示室2
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員：森会長、安田副会長、大西委員、江島委員、山根委員、長田委員、鈴木委員、小川原委員、南委員、小幡委員、竹内委員、古谷委員、梅澤委員、中野委員、若菜委員 ・ 事務局：【町】木村町長、佐野福祉部長、藤澤福祉課長、中澤副主幹、筒井主査、岡野主事 【生活相談室すまいる】矢澤、湯田
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 委任状の交付 3. あいさつ 4. 自己紹介 5. 会長、副会長の選出 6. 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 議事録承認委員について (2) 寒川町地域自立支援協議会について 【資料1～4】 (3) （敬称）寒川町障がい者福祉計画の策定について 【資料5～9】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 策定スケジュールについて ・ アンケート結果について ・ 現計画の検証について ・ 策定方針〈案〉について ・ 計画原案について (4) その他 7. 閉会
決定事項	
議 事	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 <p>寒川町福祉課長より挨拶。寒川町地域自立支援協議会の任期は、平成26年7月1日から平成28年6月30日までとなっている。</p>

2. 委嘱状の交付

3. 木村町長挨拶

本協議会は、地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び、支援体制に関する協議を行う為の場であり、障がい福祉施策において、協議会の存在は大変重要な位置を占めています。

寒川町でも平成22年度より、単独で当事者やその家族、支援者で構成する本協議会を設置し、運営をしてきたが、このたび委員の任期満了に伴い、新たな委員の皆様をお迎えして本日が今年度第1回目の会議となります。今年度町において、障がい福祉施策に関する計画、（仮称）寒川町障がい者福祉計画の策定年度にあたっています。

本協議においても計画策定に関する検討を頂く予定なのでよろしくお願いしたいと思っています。

ただ今委嘱をされました委員の皆様の意見やお力添えを頂きながら、地域の関係者によるネットワークを構築することで、地域の支援体制作りの中核をなす機関として、障がい福祉の実情にあった運営をして参りたいと思いますのでよろしくお願いします。

4. 自己紹介

各委員、事務局より、自己紹介。

5. 会長・副会長の選出

会長、副会長より挨拶。

6. 議題

(1) 議事録承認委員について

大西委員、江島委員

(2) 寒川町地域自立支援協議会について

【資料1～4】

会 長：自立支援協議会に参加されるのが初めての委員もいらっしゃるので、事務局より、説明をさせて頂く。

事務局：寒川町地域自立支援協議会設置要綱をご覧頂きたい。本協議会は障害者総合支援法で設置に関して規定されている。具体的に協議会は障害者総合支援法第89条の3において、障がい者及びその家族、地域における障がい福祉や医療等に関する関係者等により、構成される協議会を市町村に設置するように規定され、地域における障がい者支援体制

の整備を図るために地域の課題の改善に取り組むこととなっている。市町村の計画である障がい福祉計画を策定する場合においても、協議会の意見を求めることが同法で規定されている。

町では平成22年度より、単独で自立支援協議会を設置して運営してきた。今年度で終了となる「障がい者やさしさプラン」と「第3期障がい者福祉計画」については策定に関して検討をして頂いている。また昨年度の協議会においては、「障がいに対する理解について」検討が行われ、その結果、障がい者が気軽に立ち寄れることができる、「ほっとすぺーす」を町内の障がい福祉事業所に設置することができた。更に、広報7月号に掲載させて頂いた、本日の資料の中にもある「さむかわしょうがいふくしマップ」も本協議会でご検討頂いて作成に至っている。

資料2の寒川町地域自立支援協議会設置要領について、町では、寒川町地域自立支援協議会設置要領を定めて運営している。要領は全11条で、第1条は趣旨、第2条は所掌事務、第3条は協議会の組織、第4条は委員の任期、第5条は会長及び副会長、第6条は会議、第7条は議事録、第8条はワーキンググループ、第9条は秘密の保持、第10条は事務局、第11条は委任について規定している。

本協議会の構成について、資料3にイメージ図が載っているので、ご覧頂きたい。協議会は大きく分けて4つの会議からなっている。本協議会を中心に置き、運営会議では、町で委託している相談支援事業所「生活相談室すまいる」と、事務局である福祉課で本協議会を運営していくために協議、調整を行っている。必要に応じて、会長等にも出席して頂く予定になっている。

協議会で抽出された地域の課題ごとに、具体的な議論を深めて頂き、課題解決に向けた調査、研究を行うワーキンググループの設置も視野に入れている。これまではワーキンググループの立ち上げについてはなかったが、今後、本協議会の在り方や進め方について、委員の皆様で検討して頂く予定になっている。また、町が単独で協議会を設置する以前は、茅ヶ崎、寒川共同で協議会を設置して運営してきた経緯があり、連絡会議を設け、随時、茅ヶ崎市と情報共有を図っていく。地域の事情によらない普遍的な課題や、広域的な調整が必要な事案については、地域自立支援協議会から圏域の自立支援協議会に意見を吸い上げる仕組みになっている。重層的な構造となっている。いずれにしても、町としては、行政視点ではなく、当事者やその家族の意見をできる限り反映していける協議会を目指しているのでご協力をお願い

したい。

続いて、今年度の協議会の開催日程について資料4をご覧ください。
本日を含め、全5回の開催を予定している。第1回は、本日7月10日、
第2回8月21日、第3回10月31日、第4回2月3日、第5回3月27日に開催
していきたいと考えている。主な取り組みとしては、障害者総合支援
法と寒川町地域自立支援協議会設置要領の所掌事務に基づき、(仮称
)寒川町障がい者福祉計画策定に向けての検討を中心に行って頂きたい
と考えている。

(3) (敬称) 寒川町障がい者福祉計画の策定について【資料5～9】

・策定スケジュールについて

事務局：資料4の裏面をご覧ください。全5回の協議会を実施していく予定であるが、計画策定にあたり、町の庁議やパブリックコメントの実施を経て、最終段階では県との協議も手続きに入ってくるので、それらの手続きを経て、最終的に計画策定になる。その為、資料にあるスケジュールに合わせて協議会も開催していく予定である。

事務局：続いて、計画策定に伴い、本年2月21日～3月7日まで実施したアンケート調査結果について担当より、ご報告します。

資料5の「(仮称)寒川町障がい者計画見直しのためのアンケート調査」をご覧ください。対象者は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちになられている全ての方となっている。

資料9の「アンケート調査結果の概要」に則してご説明します。調査の時期は、平成26年2月21日～3月7日で、対象は身体障がい者1378名、知的障がい者287名、精神障がい者298名、合計1963名に郵送によるアンケートを送付した。回収結果については、回収数は1015通、回収率は51.7%となっている。

集計する上で、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方でかなり回答数のばらつきがあったので、3障がいの比較ができるように、パーセンテージの形にして集計している。下記のコメント欄に記載したので、そちらを参考にして頂ければと思う。

26ページからの9、福祉サービス等の利用状況・意向については、27ページの具体的な福祉サービスの利用量と希望量となっていて、自立支援給付と障がい児通所支援、地域生活支援事業の3つに分けた。31ページの自立支援給付費のところ、今後の利用意向の方が現在の利用量を上回って、今後も利用していきたい希望が多い傾向にある。

45ページに自由記入欄があるが、まとめきれしておらず、資料として追加できなかった。前回の福祉計画のまとめ方に合わせて、仮集計したものがあるので、口頭でお伝えします。次回以降、きちんとした資料としてお出ししたい思っている。

「家計・出費」に関わる回答が54、「施設・整備」が34、「利用サービス」が26、「障がい者への理解」が25、「町・計画づくり」が19、「情報」が19、「交通に関すること」が16、「相談」が15、「就労」が14、「障がい児対策」が8、「審査・申請」が5、「対応」が3、「介助介護」が3、「計画の進捗」が1、「その他」が47で、前回の集計の区分けに従うとこのような結果となっている。次回の協議会にて資料を作らせて頂く。

また昨年4月より障がい福祉サービスの対象者に難病患者も加えられたため、難病の方にも同様のアンケートを行っている。特定疾病の窓口となっている茅ヶ崎保健福祉事務所の窓口にてアンケートを置かせてもらい、同意を得て、返送して頂いた。返答数7通でただ今集計中であるため、そちらも合わせて次回の協議会までに資料を作らせて頂きたい。アンケートの説明については以上である。何か質問があればお願いしたい。

会 長：アンケートについて、ご質問等があったらお願いしたい。

委 員：2ページ目の調査票の記入者だが、手帳別での内訳を知りたい。知的障がいの方だと、ほとんどが支援者、家族が記入されると思うので、このグラフも変わってくると思うので、そういう集計の仕方でもできればお願いしたい。それによって後半の地域生活に関する希望等も考え方が変わってくると思う。それは可能なのか。

事務局：手帳ごとの集計を出すことは可能なので作成する。

委 員：このアンケート結果は町役場の他の課にも周知されるのか。例えば、4ページの(5)居住地では、防災上の計画を立てる上で、どこにどのくらい救助の方を派遣した方が良いのか考える時に、非常に参考になると思う。

事務局：アンケートを実施する目的として、町では計画を策定する目的に基づいて実施しているので、今後計画を策定するにあたって、個別の計画とも関連が出てくる、今のお話にあった防災の関係など、うまく活用することができればと考えている。

委 員：アンケートの回収が50%とは思ったより少なかった。回答されなかったことをどう考えているのか。

事務局：前回のアンケートの結果より、4ポイント下がっているが、他の計画

策定のアンケートでも50%が壁になっている。アンケートの回答率は下がっているが、協議会の中で、各団体からご意見を頂いて、計画策定ができればと考えている。民生委員からのアンケートの回収も考えたが、障がいの関係となると、プライベートなことで抵抗もあるというご意見も頂いたので、今回は郵送のみで行った。ご了承頂きたい。

委員：回答しない方は良いが、できない状況の方、例えば高齢者や理解が難しいなどあるのではないか。回答できない人がどのくらいいらっしゃるか把握されているか。

事務局：そこまで把握ができていない。しかし、ご自身では回答できないというお問い合わせがあった場合には、出向かせて頂いてこちらで聞き取りを行ったこともあったのでできる限りの努力はさせて頂いている。

委員：今回このアンケートとしては、町の努力されたことも、50%が一般的なアンケートの回収率と承知もしているが、障がい別の回収率を計算したところ、身体障がい者が一番多く、知的障がい者と精神障がい者は40%を割る状況で、障がいの特性によってアンケートが理解できたり、回答することに対して拒絶や拒否があることが、想像できるのではないか。今後、相談をどういうふうに進めていくか、先程の課題とリンクしながら、回答がしきれない方に対しては意向を示していけるような形を検討していかなければならない。

事務局：今後の課題とさせて頂き、協議会でも議論して頂ければと思う。

委員：このアンケートは今後計画に反映していくためのアンケートということで良いか。

事務局：計画策定するためのアンケートで、これをもとにサービスの見込み、実績も含めて検討できればと考えている。

委員：27ページの(2)具体的な福祉サービスの利用量と希望量で、利用していない人が多いのが気になっている。回答した人がたまたま利用していないのか、利用したいのに利用するサービスがないのか。実際には、サービス支給決定量に対して、こんなに利用していないということなのか。

事務局：そこまでの真意まで分析できない。サービスの周知については行き届いていると思っていたが、結果としてこういう数字になったことは、周知の部分についても啓発が必要であると認識している。

会長：次に現計画の検証について、事務局の方から説明お願いしたい。

事務局：現計画の検証のところの、「障がい者やさしきプラン」について、ご説明させて頂く。資料6をご覧頂きたい。計画に位置づけられている具体的な施策の実施状況に基づいて検証している。分野別では7分野

であり、施策数は全部で57となっている。分野別、施策ごとの実施内容、課題、今後についてという形でまとめている。評価方法については、施策について実施をしている場合が○、一部実施や検討中は△、未実施が×で評価させて頂いている。

まず、1 啓発・広報分野について、9施策ある。9施策実施済みで全てに○をつけさせて頂いている。

2. 生活支援の分野では、14施策中11施策実施済み、それ以外の3施策は△の評価となっている。③の訪問系サービスの研修に関する情報提供について、県を通じて情報提供をさせて頂いているが、十分とり組んでいないので、今後の課題として評価は△となっている。④の居住系のグループホームの設置に関する助成は、これまでは実績がなかった。グループホームの家賃助成は、国制度が確立するまでのH23年9月までは実施し、評価としては△をつけさせて頂いている。同じく④の社会促進事業において、スポーツ大会等の新規参加者が伸び悩んでいるので、△の評価となっている。

3. 生活環境の分野については、10施策中8施策が実施済みで○と表記させて頂いている。②公共施設のバリアフリー関連施策は、現在のところ対象施設がないので、×と評価している。今後新たに建設する対象施設がある場合は、バリアフリー化を推進していきたいと考えている。

3、生活環境の③要援護者の把握に関する施策については、現在自治会と民生委員のご協力により把握に努めている段階である。平成25年度からは要支援者への必要な支援の程度に応じてランク付けをしている。依然として支援者が見つからない課題もあるので、全体的評価は△とさせて頂いている。

4、教育育成分野、保険医療分野については、合わせて13施策、全てにおいて実施している。健康スポーツ課が実施している施策で、健康相談、福祉相談の相談日数を増やし、母親の子育てに対する不安を解消することの充実を図っている。今後も引き続き行っていく。

6、雇用就労の分野について、6施策中5施策が施策展開をしている。⑤町内で就労に特化した相談できる場所が現在はない。町内に就労について気軽に相談できる場所ができればと考えているので、今後の課題とさせて頂いた。そのため△の評価となっている。

7. 情報・コミュニケーション分野については、5施策中4施策が実施済みである。情報のバリアフリー化について視覚障がいの方に対して音声読み上げ装置、SPコードを前回のやさしさプランにつけている。こ

のSPコードの活用が十分とは言えないため、△の評価となっている。
以上が、障がい者やさしきプランの検証結果についての説明となる。

会 長：障がい者やさしきプランの検証結果についての説明があったが、ご質問はないか。

委 員：特になし。

事務局：資料7の第3期障がい福祉計画の検証について、ご説明する。訂正をお願いしたい。資料に第2期となっているが、第3期の誤りである。また療養介護の平成25年度の実績数が4となっているが7に訂正して頂きたい。

今から説明する計画の検証については、実際の第3期の見込み量と実績についてとなっている。

1、障がい福祉サービス費の自立支援給付事業の居宅介護では、増加傾向である。生活介護については、やや減少はしているが横ばいである。自立訓練についても横ばいである。就労移行支援について、若干減少はあるが、横ばいである。就労継続支援A型は、平成25年度は計画より実際の数値が延びている。就労継続支援B型ほぼ計画通りとなっている。療養介護もほぼ横ばいである。短期入所はやや下回っている。共同生活介護、共同生活援助は今年度より一元化され、共同生活援助となっている。続いて施設入所（旧支援）は平成24年度から旧制度から新制度に切り替わっている。相談支援は平成27年度からは、サービス利用されている全ての方にサービス等利用計画を立てていく必要があるので、平成27年度からは大幅に上がってくると思われる。

2、地域生活支援事業のコミュニケーション支援事業についてであるが、手話通訳者設置、手話通訳者派遣、要約筆記者派遣については、計画通りの数値となっている。

次に日常生活用具給付事業の、排泄管理支援用具を初めとしたストマ用装具の実績が上がっている。それに伴い、計画値の見直しが必要である。続いて移動支援についてだが、全体的に減少している。地域活動支援センターについては大きな変化はない。訪問入浴サービスについては、延べ日数の計画と実績がかけ離れている。見直しが必要である。日中一時支援については、新たに平成25年度に町内に事業所が1つ増え、2か所になったため、大幅に実績が上がっている。

更正訓練費給付については、大きな変化はない。最後に社会参加の促進事業についてだが、卓球教室はやや増加傾向、他は大きな変化がない状況となっている。

会 長：資料7の説明があったが、質問をお願いしたい。

委員：自立支援給付事業のところ、重度訪問介護が入っていないのはどうしてか。

事務局：計画値では訪問系サービスの中に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護が位置付けられているが、この計画を策定した時は、国の指針において、上記のサービスは居宅介護の中に一括で目標値を位置づけるようになっていたので、計画値も居宅介護の中に位置づけた計画値になっている。実績としては、重度訪問介護はなかったという形になる。

委員：本年度から知的障がいの方にも重度訪問介護が使えるようになったので、今後は実績が伸びてくるかもしれない。そのことも考えて計画を立てて頂ければと思う。

事務局：委員からもお話があったように、重度訪問介護の利用が身体障がいの方に限られていたが、今年度より知的障がい、精神障がいでも重度な方も利用できるようになったので十分考慮して計画策定していきたい。

委員：共同生活介護と共同生活援助についてだが、その年の目標ではなくて年度を重ねた累計だと思っている。例えば共同生活介護をみると、25年度、26年度は実績が増えているのに、実績より低い目標数値なのはどうしてか。これだけグループホームの利用が増えている中で、資料6でグループホームの設置補助に対しては△だった。実際の数字とリンクするような形で、予算の検討をして頂ければ、事業所としては助かってニーズに応じていけると思うので、ご検討頂きたい。

事務局：ご意見として頂いて、検討していきたいと思うが、町の予算の状況について委員の皆様にご承知おき頂ければと思い、ご説明させて頂く。現在、町の財政状況が厳しい。計画を策定することについては、予算の確保が必要である。必要なサービスが提供できるように、予算の確保については努めていきたい。ただ、根拠となるものが明確でない状況で予算置きができないので、グループホームの設置補助についても早期のうちから、事前に十分に事業所と協議をして検討していく必要があると思っているので、ご理解頂きたい。

委員：日中一時支援はかなり多くなっている。はるかに伸び率が高くなっている。ニーズに合った計画にしていった方が良い。

会長：次に事務局から策定方針（案）について、説明して頂きたい。

事務局：資料8の（仮称）寒川町障がい者福祉計画方針について（案）についてご覧頂きたい。2つの計画を一体的な計画として策定していきたいと考えているのでそれに基づいて計画方針を策定している。

1、障がい者計画は「障害者基本法」が根拠法令になり、障がい福祉

計画についての根拠法令は「障害者総合支援法」となっており、それぞれ根拠法令が異なっている。

2、計画期間については、今後の制度改正などにも迅速に対応できるように、障がい福祉計画の計画期間と同じ1期3年、平成27年度から平成29年度までの期間で設定していきたいと考えている。

3、国の指針によると、原則前回の指針が継承されている。新たに、地域生活拠点事業等の整備、障がい児支援の体制整備の2項目が追加された。町としては国の指針に基づいて、基本的には前計画を継承して、策定時に国の指針で新規に項目として追加されたことを含めた上での計画策定の見直しを図っていきたいと考えている。

計画策定にあたっては、当事者、その家族、支援者の共同のもとで、委員の皆様からご意見を頂いて、障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して生活ができる社会の実現を目指して、計画方針を策定させて頂きたい。本日この策定方針について、委員の皆様にお諮りして策定していきたいと思う。

会 長：この件に関してご質問はないか。

委員一同：承認。

事務局：今、策定方針についてご承認頂いたので、策定方針に基づいて順次説明していく。当日配布資料の（仮称）寒川町障がい者福祉計画（案）をご覧頂きたい。

第1章の総論の中の1．計画策定の趣旨を記載している。2．計画の目的、3. 障がい者計画と障がい福祉計画について、4. 計画の位置づけを策定している。これについては、町の総合計画や他の関連する計画の位置づけについても記載している。5. 計画の期間に図を入れて記載している。6. 計画の対象者について、5～11ページに、計画の対象者について記載している。

第2章の障がい者等の現状では1、人口の推移、2障がい者の推移、等級、障がい種別ごとの集計になっている。

第3章、4章に関しては、障がい者やさしきプラン（第2次寒川町障がい者計画）にあたる部分になる。計画の基本理念と方針・目標は基本方針をほぼ継承している。

第4章について、波線の部分は追加事項、変更事項のあった部分である。①広報・啓発活動の推進では、昨年度寒川町地域自立支援協議会で障がい者理解のリーフレットの作成、ヘルプカードの作成の経緯があるので、これらの活用を考えている。また町民からの要請に応じ、現状は障がい者をテーマにしたものはないが、今後は障がい者をテ

マにした出前講座の実施を考えている。②障がい特性及び障がいのある人に対する理解の促進では、障がい者団体と協力し、障がい者団体等との展示などを行っている。引き続き実施していきたいので、障がい者団体と協力し、という文言を記載した。2番目のところで、毎年12月の障がい者週間の時に、寒川町障害者事業所連絡会を通じて、作品の展示や販売会を行っているので、引き続き推進していきたい。

④成年後見制度に関わる部分では、現状で行っている相談会の記述を追加させて頂いた。権利擁護体制の周知の部分では変更点が多い。平成24年10月、障害者虐待防止法が施行され、平成28年4月には障害者差別解消法の施行もあるので、適切な運用の推進を追加した。障害者虐待防止法では、同計画の策定に関するアンケート結果より、周知が十分でない現状も見えてきたため、周知を進めていく。また、緊急時の一時保護に備えて居室の確保にも引き続き努めていきたいと考えている。障害者差別解消法に関するところでは、広報啓発活動に取り組み、同法の施行後において、適切な運用のために、必要な事柄をそろえていく。

2. 生活支援の具体的な施策の①相談支援事業の充実で、身体障害者相談員、知的障害者相談員については、制度変更に伴い、文言を削除している。また、昨年度まで協議して頂いたほっとすぺーすの活用について考えていきたいと思っているので、文言を追加している。

5ページ目の③障がい福祉サービスの充実の4) 障がい福祉サービスの拠点事業所の整備のところ、現状では重度心身障がい児者の短期入所の整備を行っている。引き続き行っていく。

5、難病患者に関する福祉サービスの充実ということで、法改正に伴い、難病患者もサービス利用の対象となったため、追加している。

6ページの④地域生活支援事業の充実の1) 相談支援事業の充実については、力を入れていきたいと考えている。相談支援事業について、今後想定される障害者手帳所持者及び相談件数の増加に合わせて、委託相談支援事業所の設置数も含め、適切な相談支援体制の整備に努めていきたいと考えている。

3、生活環境の②移動、公共交通機関のバリアフリー化の推進では、音響信号の設置についての茅ヶ崎警察署との連携、危険箇所点検について、追加させて頂いた。

③災害時の障がい者支援体制の整備の福祉避難場所の協定締結に向けての協議を追加した。災害時に迅速に避難できるように、広域避難所を掲載した福祉マップの活用を考えていきたいと考えている。町の

実施する総合防災訓練に障がい者のある人が、積極的に参加できるように呼びかけをしていきたいというところを追加した。

④緊急時・災害時の情報提供の充実では、救急医療情報キットの配布のところを追加している。

⑤見守り体制の充実ということで、地域の孤立を防ぐために、民生委員、自治会、県をはじめとする関係機関の協力を得ながら、地域の見守りの充実を図るといふ部分と、一人暮らしで自力移動が困難な方に緊急通報システムの貸与など緊急連絡体制の整備を推進する文言も追加した。

4が教育育成に関する部分になる。障がい児の支援のところは、子ども青少年課とも調整が必要であり、次回以降に示していきたい。

5、保護、医療については、現行のままになる。

6、雇用・就労については、②雇用啓発事業の充実では、訪問活動等を通じという部分を追加している。産業振興課と企業訪問を協力して行っていることを具体的に記載している。

③昨年4月より障害者優先調達法の施行に伴い、各市町村で指針等を作ることが求められている。状況に合わせて物品や役務の提供、受注の機会の拡大に努めていくため、官公需における受注機会の拡大に関する事項を追加している。

⑥職場体験事業の充実では、茅ヶ崎養護学校の生徒に対して、職業実習の場として、寒川総合図書館で3日間の実習を行っている。このような職場体験を継続していきたいということを記載している。

7、情報、コミュニケーションでは、②コミュニケーション手段の確保について、視覚障がいのある人の情報バリアフリー化に配慮し、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページの作成を現在行っているが、それに準じたホームページの作成に努めることと、広報誌についての録音テープも引き続き作成を行っていくという文言を記載している。

③福祉マップの配布・活用について、災害のところでも説明したが、前回は作成となっていたが、今回は活用の仕方について考えていきたい。障がい者計画部分の説明は以上となる。

障がい福祉計画分にあたる障がい福祉サービスの種類と見込み量について説明したい。3ページから福祉サービスの一覧となっている。7ページからはサービスの見込量となる。1. 訪問系サービス・2. 日中活動系サービスの充実、現状と実績、サービス見込み量と考え方については示している通り。短期入所については介護者の病気など緊急

時を考えて希望している傾向があるので、計画数値は高めを見込んでいる。

3. 居住系のサービスは、共同生活援助と共同生活介護が平成26年一元化され、実績は分け記載していて、見込み量は合算したものを出している。施設入所支援は、実績の方が1名ずつ減少している。

4. 相談支援については、平成27年度よりサービスの利用者全員に利用計画が必要となる。平成27年度は利用者全員、その後毎年20名くらいの増加で見込んでいる。地域移行支援、地域定着支援は実績がないので、1名ずつの見込みを出している。

5. 通所支援<児童発達支援>について、15名の実績に基づいて見込み量を出している。利用は若干減少している。

(2)(4)(5)については、しっかりした数字、グラフが作成できていない。(3)計画値がなかったので、実績の数字のみ載せている。

6. 障がい福祉サービス見込み量確保のための方策については、数値決まってきたら変更があると思う。

地域生活支援事業の見込み量については、必須事項と任意事項に分けて記載した。

1. 必須事業の(ア)相談支援事業であるが、相談の必要性が高くなっているため、平成29年度に相談支援事業所の一つ増やせればと思っている。それに伴い相談員の人数を倍にしている。(イ)コミュニケーション支援事業では、派遣の実績はほぼ横ばいである。(ウ)日常生活用具(ストマ用装具等)については、計画値が実績とかけ離れているので、実数に近い数値にしている。(エ)移動支援は減少傾向なので、計画値も減らしている。(オ)地域活動支援センター機能強化事業については、実績に近い数値にしている。

2. 任意事業について、(カ)訪問入浴サービス事業は、実績が横ばいなので、実績に基づいて計画を立てている。(キ)日中一時支援事業は平成25年度で利用者数がかかなり多くなっている。事業所が増えているので見込み量を増やした。(ク)更生訓練費等給付事業、若干下がっているが横ばい。計画は13にしている。

3. 地域生活支援事業の見込み量確保のための方策については、計画の数値が出たところで、変更させて頂くことがあると思う。

会長：この計画は、障がい者やさしきプランと第3期寒川町障がい福祉計画を合わせた計画になるが、皆様の方からご意見質問はあるか。

副会長：寒川町障害者事業所連絡会の立場で発言させて頂きたい。実績に基づいて次の計画を立てると思うが、サービスの利用実績が下がってきて

いるものについては、もう少し考察した上で、今後の計画をどう立てていくかということをご意見とご意見を交換していけたら良いと思う。気になったところで言うと、訪問入浴、移動支援、居宅介護などの訪問系のサービスの実績が下がってきていて、感覚的には思ったより伸びていない。短期入所も思ったより伸びていない。自宅での暮らしを支援するということを考えると、伸びてきても良いと思うのが下がってきている。実績としては下がってきているが、こうあるべきだったというご意見等を皆様と検討できた方が良いと思っている。それから日中一時支援が突出して増加していて、利用者数としては1.3倍、実績時間数は2.6倍、少数の限られた方に大量のサービスが入っている。そのあたりを分析した上で、次の計画に反映して頂けたらと思う。

委員：今の話と連動していて、アンケート結果でサービスを利用していないという人が、これだけいるのかという話があったのと一緒で、人数の少ない利用者が、時間数を多く利用している。利用できていない人は全く利用できていない問題が、これでクローズアップされてくると思う。なんで利用できていないのか、そこで高齢化があり介護保険に移行したり、外に出られなくなってきて移動支援が減ってきたところも見受けられると思う。精神障がいの特化した話でいくと、サービスを利用するまでのご本人への相談、ご本人自身がどんな課題抱えているか、などの課題の整理があってようやくサービスが利用できると思っている。精神障がいの場合、課題が複雑化しているので、どういうサービスがその場で必要なのかすぐに出てこない。その問題整理が必要である。その整理を担う相談事業が充実してこないと、サービス利用につながらない課題がある。相談事業を充実していくことで、次の計画の中でどのようなことが寒川町の障がい者の中で起きているのか、明らかにしていく作業が必要である。

ケアマネジメントの充実という一文があったが、ケアマネジメントというのは、その方が抱えている課題にどうサービスを提供していくかというところだが、そのもっと前の課題の整理での相談員の専門性、相談員の専門的な相談を受ける力量、育成が非常に重要になる。それらをどのように計画に盛り込んでいくかが課題である。

今年4月に精神保健福祉法が改正になり、かなりのベットの削減、地域への移行が求められている。その中で寒川町は今まで地域移行、地域定着が1件もないのは、なぜなのか、委託を受けている事業所が実際ある中で、どう進めていくのかを考えていくことが、相談支援と合わせて議論していく必要がある課題である。

委員：短期入所のところで、自宅で介護する人が病気などを理由でと書かれているが、グループホームに行くための準備であったり、本人の訓練のために使っている場合もある。この介護する人が病気の場合は、緊急な場合であると思うが、寒川町として緊急時に使えるところはあるのか。

事務局：特に町で緊急のための短期入所事業所の用意はない。既存のサービスをご利用して頂くかたちになる。

委員：施設と本人が契約をして、緊急時に施設の受け入れ態勢があれば利用できるということか。そうであれば、短期入所の内容の部分の文言は合っていないのではないか。

事務局：短期入所の記述については、次回までに検討して、サービスに合った記述にさせて頂く。

委員：災害時で、町が実施する防災訓練に昨年参加をしたが、障がいを持っているからと言って、声かけなどは全くなかった。本人も長くいられずに途中で帰ってしまった課題もある。障がい別でも良いのだが、障がいを持った人達だけの消防訓練があっても良いのではないか。

事務局：今のご意見についてだが、主管課と防災への取り組みについて、同じ町の総合防災訓練の中でも障がいの方の参加型の防災訓練ができるかどうか協議していく必要があるので、ご回答について、今の段階でできるできないということは、申し訳ないが控えさせて頂きたい。

委員：地域の防災訓練とあるが、障がいを持った人への認識が薄いように感じる。自治会の人にも障がいの理解深めて頂きたいと思うので、そういう機会があればご検討お願いしたい。

事務局：まだ計画としては一通り作成した段階なので、レイアウトも含め、次回以降、もう少し精度をあげたものでご提示できればと考えている。7月末を目途に、レイアウト、内容なども含めて、事務局までご意見を頂きたい。

会長：計画の中の現状と実績という部分、アンケート調査の部分との背景的部分をしっかりと捉えてから、できれば皆さんで計画について議論をしながら進めて行ければ良いと思う。

副会長：大変膨大な資料と、幅広い内容なので、7月末までにという宿題を事務局の方で頂いたが、皆様と意見交換しながら、良い計画を作っていくと思う。スケジュールが厳しい状況なので、連絡を取り合いながら、議論していけたらと思う。

次回8月21日（木）13：00～ 町民センター講義室3階

	7. 閉会		
公開又は非公開の別	公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	
議事の経過	<p>資料9「アンケート調査結果の概要」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2. 回答者の属性（1）調査票記入者について、障がい者手帳別に集計を出していく。 ・アンケートの（5）の居住地のところでは、防災上の計画を立てる上でも有効というご意見を頂いた。 ・アンケートの回収率が50%ということで、回答しきれない方の意向をどう反映していけるかというご意見を頂いた。今後の課題とし、協議会でも議論していけると良い。 ・アンケートから、サービスの周知の部分についても啓発が必要であることがわかった。 <p>資料7「第3期寒川町障がい福祉計画における障がい福祉サービスの見込量と実績量との比較」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度訪問介護の利用が、身体障がいの方だけでなく、今年度より知的障がい、精神障がいの方も利用できるようになったので、そこを十分考慮して計画策定をしていく。 <p>当日配布資料「（仮称）寒川町障がい者福祉計画（案）」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの利用実績が下がってきているものについては、もう少し考察、分析した上で、今後計画をどう立てていくか、協議会で議論をしながら計画に反映させて欲しいというご意見を頂いた。 ・計画の中で、サービス利用者と利用できてない方の問題が出てきている。相談事業を進める中で、寒川町の障がい者の方の課題を整理して、明らかにしていくことで、計画に反映していけるのではないか。また、相談支援の充実というところでは、サービスの提供前の課題整理が大切で、相談員の専門性を高めていくために相談員の育成が重要になってくるというご意見を頂いた。 ・第4章の③災害時の障がい者支援体制の整備のところでは、障がいを持った人だけの防災訓練をして欲しいということと、防災訓練を通して、自治会の方や地域の方にも障がいの理解を深めて欲しいというご意見を頂いた。 ・第5章（6）短期入所の内容について、サービスに合った記述に 		

	<p>していく。</p>
<p>配付資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 寒川町地域自立支援協議会委員名簿【資料1】 ・ 寒川町地域自立支援協議会設置要領【資料2】 ・ 寒川町地域自立支援協議会について〈イメージ図〉【資料3】 ・ 平成26年度寒川町地域自立支援協議会日程【資料4】 ・ (仮称)寒川町障がい者福祉計画見直しのためのアンケート調査【資料5】 ・ 障がい者やさしさプラン(第2次寒川町障がい者計画)検証【資料6】 ・ 第3期寒川町障がい福祉計画における障がい福祉サービスの見込量と実績量との比較【資料7】 ・ (仮称)寒川町障がい者福祉計画方針について(案)【資料8】 ・ アンケート調査結果の概要【資料9】 ・ さむかわしょうがいふくしマップ ・ 当日配布資料 (仮称)寒川町障がい者福祉計画(案) ・ 当日配布資料 湘南地アート
<p>議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p>	<p>大西 洋子 江島 義治</p> <p style="text-align: right;">(平成26年 9月 3日確定)</p>